

第三章 新たなミュージアムの施設整備等について

1 施設整備の考え方

「ミュージアム（拠点施設）」には、「Ⅱ 3 新たなミュージアムの事業展開」で示した内容に対応できるような機能を備えるため、各事業の「想定する主な取組」を踏まえ、次のとおり「想定する主な諸室」を整理しました。

今後、具体的な取組や「まちなかミュージアム」の展開の検討を進め、想定諸室の用途や必要面積の精査等を行い、諸室の用途が固定化されることなく、様々な事業に柔軟に活用できるような諸室構成を目指します。また、施設の有効活用を念頭に置き、必要最低限の諸室構成による適切な規模での整備を図ります。（表中の「想定する主な諸室」は、これら全てを整備するものではありません。）

事業	必要となる機能の考え方	想定する主な諸室
①収集・保管、 調査研究、展示	<ul style="list-style-type: none"> 収集した収藏品等を将来の世代に伝えるため、良好かつ安全な状態で収藏品等を保管する機能 	<ul style="list-style-type: none"> 収蔵庫 資料整理室 燻蒸室 資料修復室 <p>など</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ミュージアムの活動に客観性や信頼性を持たせ、その質を向上させるため、収藏品を中心とした学術的な調査研究を行う機能 	<ul style="list-style-type: none"> 研究室 学芸員作業室 <p>など</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 収集した収藏品の調査研究の成果の公開や、様々な文化芸術を紹介する展示のための機能 	<ul style="list-style-type: none"> 常設展示室 企画展示室 ギャラリー 展示準備室 <p>など</p>
②交流創出	<ul style="list-style-type: none"> 様々な興味・関心を持つ人々が集い、対話や体験を通じて気軽に交流することができる機能 	<ul style="list-style-type: none"> エントランスホール イベントスペース カフェ ミュージアムショップ <p>など</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 利用者と学芸員、利用者とアーティストなど、様々な主体の組み合わせによる活動を行うことができる機能 	<ul style="list-style-type: none"> アーティスト・イン・ミュージアム用スペース スタジオ <p>など</p>

③支援・普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収蔵品等に触れ、実際に利用することで、文化芸術を身近なものとして感じることができる機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接触型展示室 ・ 体験スペース
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもも大人も気兼ねなく、自由に創作・表現活動ができる機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多目的スペース
④未来思考・未来創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミュージアムの設備等を活用し、利用者が様々なモノを具現化することができる機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファブラボ ・ アトリエ ・ ワークショップスペース
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミュージアムの持つ収蔵品等をヒントとし、様々な気付きやアイデアを共創することができる機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対話・体験型スペース (川崎や社会の未来を想像・体感できる部屋)
⑤人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅広い世代の多様な興味・関心に応じた学習講座などが実施できる機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修室
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民コミュニケータをはじめ、様々な形でミュージアム運営に携わる人々が活動するための機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニケータ等活動スペース

※このほか、ミュージアム運営のための機能（事務室、会議室、機械室等）が必要となります。

また、施設のデザインについては、周辺の自然環境や景観と調和したものを目指し、施設内の動線等については、利用者の利便性やバリアフリーに配慮するとともに、新たなミュージアムで働く学芸員等のスタッフにとっても働きやすいものとなるよう、引き続き多様な視点での意見聴取を行いながら検討を進めていきます。

これらの詳細な内容や概算事業費、事業手法等については、民間活用の導入可能性や国等の補助金の活用可能性を調査・整理するなど、費用負担の圧縮を図りながら、基本計画、基本設計等を進める中で精査・決定することとします。

2 開設候補地

(1) 新たなミュージアムに望まれる立地等に係る論点の整理

新たなミュージアムに望まれる立地等については、「基本的な考え方」のほか、川崎市文化芸術振興会議から受けた答申や市民アンケート等による意見聴取などにおいて、主に次の要素が挙げられました。

カテゴリ	立地等に係る主な要素
「基本的な考え方」	<ul style="list-style-type: none">・ 可能な限り被災リスクの少ない場所・ 博物館、美術館の融合化を前提（融合化が望める敷地規模）
川崎市文化芸術振興会議から受けた答申	<ul style="list-style-type: none">・ 浸水の恐れのあるエリアや土砂災害警戒区域等を避けた場所・ 利便性を考慮した場所
市民アンケート等による意見聴取	<ul style="list-style-type: none">・ 被災リスクの少ない場所・ アクセスの良い場所・ 緑豊かな環境や心地よくリラックスできるスペース

これらの要素を踏まえ、開設候補地に係る論点を次のとおり整理しました。

<被災リスク>

令和元年東日本台風による被災の事実を踏まえ、市民の貴重な財産であり、未来に継承すべき収蔵品が二度と被災することがないように、可能な限り被災リスクが少ない場所（被災想定区域（ハザードマップ）の該当がない場所）であることを、開設候補地選定においての最優先の条件とします。

<博物館、美術館の融合化>

博物館、美術館が融合したミュージアムとしての整備が可能と見込める一定程度の延床面積が確保できる場所を検討します。一定程度の延床面積は、1980年代から2000年代に設置された公設美術館（67施設）の平均延床面積（9,746㎡）を踏まえ、博物館、美術館が融合したミュージアムを整備するためには、少なくとも同等以上の延床面積が必要として仮定しました。

<新たなミュージアムの事業内容とのつながりや周辺への波及効果等>

第Ⅱ章で整理した新たなミュージアムの事業は、いずれも新たなミュージアムだけで行うものではなく、「使命」や「めざす姿」のとおり、「市民とともに」取り組み、多様な主体と協働しながら、様々な「つながり」を生み出していくものです。

そのため、事業をより効果的・効率的に展開していくためには、地域づくり・まちづくりとのつながりや、エリアへの波及効果も意識し、周辺施設・周辺計画との連携による相乗効果の発揮の可能性や、利活用できる可能性がある周辺環境などの要素もメリ

ットとして重視する必要があります。また、市民の利便性の観点から、公共交通等のアクセス性についても念頭に置く必要があります。

(2) 開設候補地

このような論点の整理を踏まえ、市全域で開設候補地を検討した結果、市有地である「生田緑地ばら苑隣接区域」（P 33 位置図参照）が適地であるとして、新たなミュージアムの開設候補地とします。

「生田緑地ばら苑隣接区域」は、被災想定区域（ハザードマップ）の該当がなく、十分な敷地規模を有していることに加え、周辺に文化施設（かわさき宙と緑の科学館（青少年科学館）、日本民家園、岡本太郎美術館、藤子・F・不二雄ミュージアムなど）が多いほか、「生田緑地ばら苑」をはじめとした緑豊かな自然環境に囲まれています。また、「豊かな自然と歴史・文化・芸術の拠点」という生田緑地のコンセプトに照らすと、博物館、美術館が融合した新たなミュージアムの事業展開は親和性が高いものといえます。

このことから、「生田緑地ばら苑隣接区域」は、周辺環境に即した多彩な取組の展開が期待できるほか、新たなミュージアムの開設に伴い、関連計画等との相乗効果により周辺エリア全体の大きな魅力向上に資する可能性があるなど、新たなミュージアムの開設にあたって多くのメリットが考えられる場所といえます。

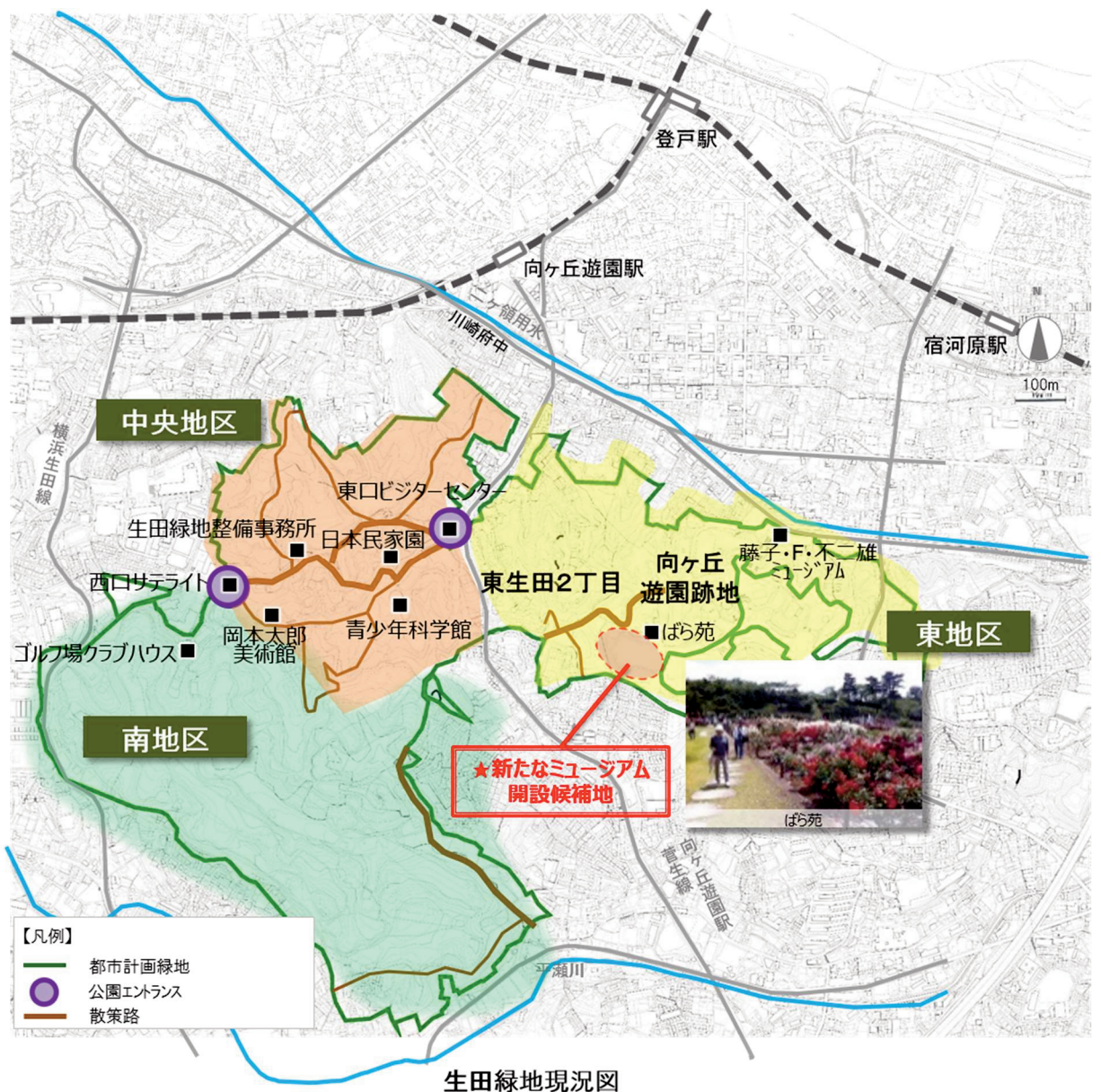
(3) 開設地の決定に向けて

「生田緑地ばら苑隣接区域」については、本市最大の自然の宝庫「生田緑地」の一部であることから、事業展開や施設整備にあたり、自然環境や周辺景観への配慮等を考える必要があります。また、前述のとおり、開設にあたり多くのメリットがある場所ですが、一方で、鉄道最寄り駅（小田急小田原線「向ヶ丘遊園駅」、JR南武線「宿河原駅」）からの距離が長いこと（徒歩 22～25 分程度）、勾配の大きい坂道があることなどのアクセス面での課題や、新たなミュージアムに通じる接道やインフラの整備、周辺交通への影響も考慮していく必要があります。

また、現在、本市では、生田緑地にかかわる様々な主体が共通の想いを持って活動や取組を進めることができるよう、誰もが共有できる生田緑地のめざすべき将来像を示す構想として平成 23（2011）年 3 月に策定した「生田緑地ビジョン」の改定（令和 5（2023）年度改定予定）や、「ばら苑管理運営整備方針」（令和 5（2023）年度策定予定）に向けた検討を進めています。そのほか、開設候補地が位置する「生田緑地東地区」においては、民間事業者による向ヶ丘遊園跡地利用計画が進行している状況であることから、これらの関連計画への影響も考慮する必要があります。

今後、「生田緑地ばら苑隣接区域」の開設地決定に向けて、生田緑地周辺の関係団体や関連計画に係る民間事業者などとの意見交換を進めていきます。また、新たなミュージアムを開設することにより生み出される効果や、文化芸術、自然、まちづくりの連携により発揮される相乗効果を活かした周辺エリアの賑わいの創出や、市民の健康で心豊かな生活に貢献することを目指し、幅広く市民の意見を聴きながら、「生田緑地ばら苑隣接区域」ならではの事業展開等に係る検討を進めていきます。

■「生田緑地ばら苑隣接区域」位置図



※ 位置図中の楕円の点線は、開設候補地のおおよその位置を示したものであり、詳細な範囲は今後検討します。

3 管理運営・施設整備手法の検討

新たなミュージアムの整備にあたっては、多岐にわたるミュージアム活動全体を総合的にマネジメントできる組織や管理運営の仕組みを中長期的に検討していく必要があります。また、本市の歴史や文化に係る貴重な資料・作品等の収集・保管、調査研究等を継続的に行うとともに、これらを将来にわたって引き継いでいく役割を担うミュージアムとして、効率性や収益性だけでなく、安定性や継続性を意識して管理運営体制を整備する必要があります。

そのため、被災前に市民ミュージアムが導入していた指定管理者制度をはじめとした管理運営方法の検討や、学芸員のあり方や市内文化関連施設等との連携の可能性などについて、今後検討を進めていきます。また、管理運営への市民参画の可能性を探るため、市民に対して開館前から新たなミュージアムに興味・関心を持ってもらえるような取組を検討していきます。

本市財政は、ふるさと納税による減収の拡大や法人市民税の国税化などにより、厳しい環境にあります。新たなミュージアムの管理運営・施設整備等を効率的・効果的に進め、かつ多様化する市民ニーズに対応し、市民満足度の高いサービスを持続可能な形で提供し続けられるよう、令和2（2020）年3月に策定した「民間活用（川崎版PPP）推進方針」に基づき、民間活用の導入可能性を検討していきます。

第Ⅳ章 今後の進め方

1 基本構想以降の取組

(1) 今後の検討の方向性

今後、基本構想に基づき、より具体的な事業内容の検討や、必要な機能、施設規模等の検討を進めていきます。また、学芸員のあり方やミュージアム運営への市民参画の手法などについての検討を進めるとともに、開館前からミュージアムに興味・関心を持ってもらえるように、市民の意識の醸成につながるプログラム（ワークショップ等）の実施なども検討していきます。

(2) 開設候補地に係る調整等について

開設候補地とした「生田緑地ばら苑隣接区域」については、今後、正式な開設地としての決定を目指し、自然環境への配慮や道路・インフラ整備等の想定される課題に対して、関連計画との整合性を図りながら取組を進めていきます。また、エリア全体の価値向上を視野に入れ、持続可能な生田緑地の実現への貢献や、登戸・向ヶ丘遊園駅を中心としたエリアの更なる賑わいの創出や魅力向上への寄与を図るべく、周辺施設との連携や新たな魅力づくりなどを含め、市民をはじめとした様々な主体からご意見を伺いながら、検討を進めていきます。

(3) 市民ミュージアムの修復収蔵品の活用方法等について

現在、市民ミュージアムの被災収蔵品に係る修復の取組は、レスキュー状況の定期的な報告をはじめ、水損した紙資料の応急処置ワークショップや、修復が完了した収蔵品の一部をその処置の過程とともにこれまでの成果として展覧会で公開するなど、様々な形でその過程・成果を発信しています。

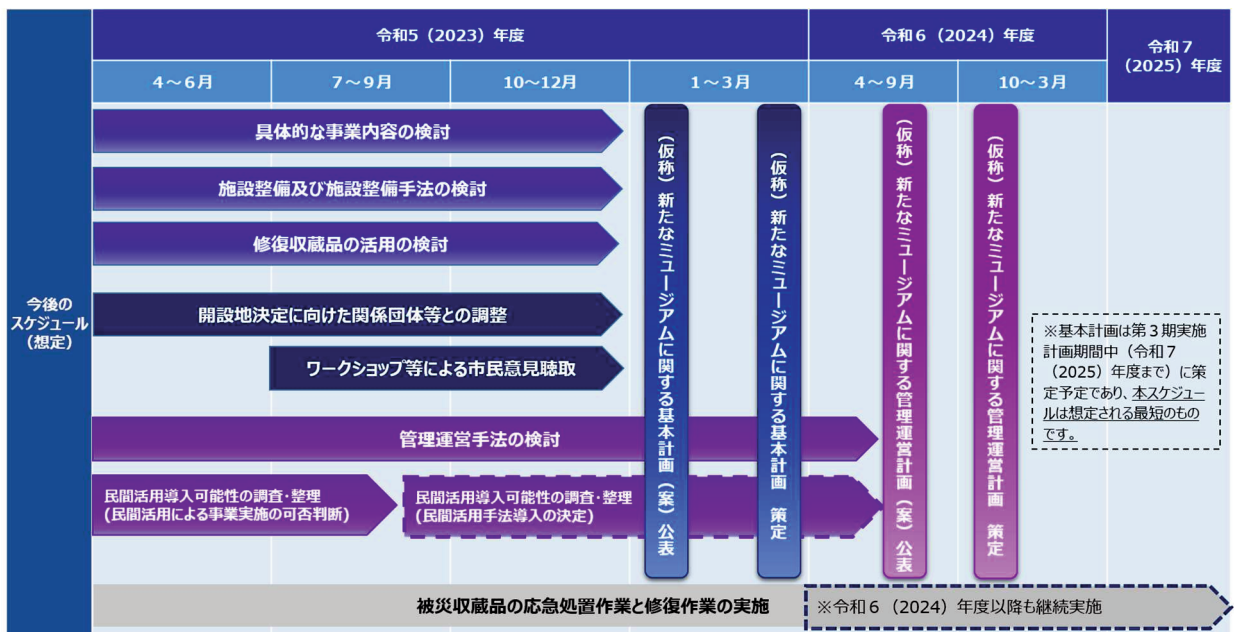
今後、これまで市民ミュージアムが扱ってきた9分野（歴史、民俗、考古、美術文芸、グラフィック、写真、漫画、映画、映像）を踏まえ、新たなミュージアムで取り扱う分野の考え方について検討を進めていく必要がありますが、その検討の中で、新たなミュージアムにおける修復収蔵品の活用方法等についても検討を進めていきます。

2 今後のスケジュール

基本構想策定後、第3期実施計画期間中（令和7（2025）年度まで）に、より具体的な事業内容や想定施設規模、開設地等を示す「（仮称）新たなミュージアムに関する基本計画」（以下「基本計画」といいます。）及び管理運営手法等を示す「（仮称）新たなミュージアムに関する管理運営計画」（以下「管理運営計画」といいます。）の策定に向け、取組を進めていきます。また、令和5（2023）年度以降、PPP事業のノウハウの習得と案件形成能力の向上を図り、地元事業者の事業関与につなげることを目的として令和元（2019）年に設置した「PPPプラットフォーム」等を活用し、民間ノウハウの発揮の余地や、事業者の参画可能性など民間活用の導入可能性を調査・整理し、基本計画の中で施設整備手法の方向性も示すこととします。

なお、基本計画及び管理運営計画以降に予定する基本設計等のスケジュールについては、開設地が未定であるため現時点で示すことは困難ですが、基本計画において開設地を示した後、新たなミュージアムの想定開館時期も含めた整備スケジュールを示すこととします。

■今後のスケジュール（想定）



※ スケジュール上の取組については、社会状況や他の計画の動向等も踏まえ、変更が生じる可能性があります。